(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400
	自家用		9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400
小型二輪自動車			7,760	7,640	7,530	7,410	7,290	7,180	7,060	6,950
軽自動車	検査対象車		7,440	7,340	7,240	7,130	7,030	6,930	6,830	6,730
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270
緊急自動車			5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,220	7,130	7,040	6,940	6,850	6,760	6,670	6,570
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　１５か月～８か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			15か月契約	14か月契約	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用				18,880	17,840	16,770	15,710	14,650	13,580
	自家用				14,560	13,840	13,110	12,380	11,650	10,910
営業用乗用自動車	個人を除く				21,960	20,680	19,380	18,080	16,780	15,480
	個人				20,440	19,280	18,090	16,910	15,720	14,540
自家用乗用自動車			7,320	7,180	7,030	6,880	6,730	6,580	6,430	6,280
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,110	22,860	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,110	22,860	21,610	20,360	19,080	17,810	16,540	15,260
		最大積載量が２トン以下のもの	16,050	15,330	14,610	13,890	13,150	12,420	11,680	10,950
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,190	7,990	7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740
	自家用		8,190	7,990	7,780	7,580	7,370	7,160	6,950	6,740
小型二輪自動車			6,830	6,720	6,600	6,490	6,370	6,250	6,130	6,010
軽自動車	検査対象車		6,620	6,520	6,420	6,320	6,220	6,110	6,010	5,900
	検査対象外車					5,680				
原動機付自転車						5,220				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,250	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	5,170
緊急自動車			5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車 検査対象車					5,310	5,290	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車 検査対象外車					5,320	5,300	5,280	5,260	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ロ) 教習用自動車		5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,480	6,390	6,300	6,200	6,110	6,010	5,920	5,830
	(ハ) その他 b 小型二輪自動車		5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
	(ハ) その他 c 軽自動車 検査対象車		5,180	5,170	5,170	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130
	(ハ) その他 c 軽自動車 検査対象外車					5,140				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080
検査対象外被けん引軽自動車						5,110				

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。